

「健康食品」による健康被害事例専門委員会の設置規定の改正について

○経緯

「健康食品」による健康被害事例専門委員会（以下、「専門委員会」という。）は平成 18 年度から設置されており、要綱の第 1（1）に掲げられている「東京都医師会及び東京都薬剤師会を通じて収集した健康被害情報」を分析評価の対象としてきた。

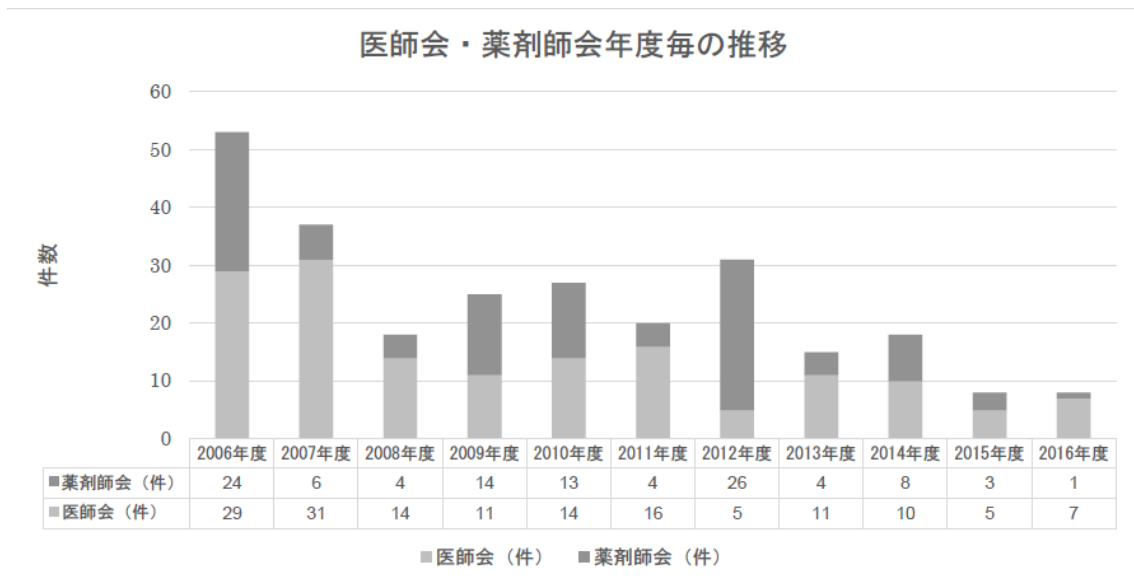
しかし、昨年度国民生活センターから発表されたプエラリアミリフィカによる健康被害情報等、消費者センターに寄せられる危害相談によって明るみになる健康被害事例も発生している。

このため、東京都消費生活総合センターが受けた危害相談の中で、同様の事案が出て来た際に専門委員会の検討事案とできるよう、設置規定改正を諮問する。

○改正案

別添のとおり（第 1（2）を追加）

参考：共有事業における健康被害情報提供件数の推移
（平成 29 年度・統計解析報告書より）



「健康食品」による健康被害事例専門委員会の設置について

平成 19 年 3 月 29 日 決 定

平成 26 年 5 月 28 日 改 正

平成 30 年 × 月 × × 日 改 正

東京都食品安全情報評価委員会委員長

(設置)

第 1 食品安全情報評価委員会（以下「情報評価委員会」という。）において、「健康食品」に関する次に掲げる情報（疑い情報を含む。以下「健康被害情報等」という。）の疫学的な分析及び評価を行うため、東京都食品安全情報評価委員会規則（平成16年東京都規則第79号）（以下「規則」という。）第6条に基づき、「健康食品」による健康被害事例専門委員会（健康被害事例専門委員会）を設置する。

(1) 公益社団法人東京都医師会及び公益社団法人東京都薬剤師会を通じて収集した「健康食品」の利用との関連が疑われる健康被害情報

(2) 東京都消費生活総合センターが受け付けた健康食品に関する危害の相談についての情報のうち、東京都消費生活総合センターから分析及び評価の依頼を受けたもの

(分析及び評価の対象となる「健康食品」の範囲)

第 2 この健康被害事例専門委員会において分析及び評価の対象とする「健康食品」は、健康の保持増進に資する食品として販売又は利用されうるもの全般とする。ただし、医師の指示により利用されているものについては、分析及び評価の対象から除く。

(所掌事項)

第 3 健康被害事例専門委員会は、次に掲げる事項に関して分析及び評価を行う。

(1) 「健康食品」と健康被害との関連性

(2) 「健康食品」との関連が疑われる情報について、健康影響の内容や程度

(3) その他、健康被害情報等の分析及び評価に必要なこと

(議決)

第 4 規則第6条8号に基づき、健康被害事例専門委員会の議決をもって情報評価委員会の議決とする。

(委員の責務)

第 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議録等の公開)

第 6 会議及び会議に係る分析及び評価資料、会議録等（以下「会議録等」という。）は公開しない。